

平成26年

第1回市議会定例会 議案第40号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第12 1の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため